

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称 令和4年度 美里町特別職の職員の報酬等審議会

2 開催日時 令和4年11月16日(水)
午後1時30分から午後2時5分まで

3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室

4 会議に出席した者

(1) 委員 尾崎勝委員、菊地千恵子委員、木下捷一委員、黒沼和良委員、
森芳四郎委員

(2) 事務局 総務課 佐藤課長、門間課長補佐

(3) その他 相澤町長

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 会長の選出 公開

(2) 職務代理者の指名 公開

(3) 議事録署名人及び会議書記の選出 公開

(4) 諮問事項の審議 公開

6 非公開の理由 なし

7 傍聴人の人数 なし

8 会議資料

資料1 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要

資料2 美里町特別職の給与、報酬等改定状況

資料3 期末手当支給率改定による影響額

9 会議の概要

議事の概要

(1) 会長は、森委員とする。

(2) 職務代理者は、尾崎委員とする。

(3) 会議録署名委員は、木下委員、菊地委員とし、会議録書記は事務局とする。

(4) 諮問事項について、資料に基づき事務局より説明がありその内容を審議した
結果、全会一致で異議がない旨答申することとなった。

【発言内容の記録】

発言者	発言内容
佐藤課長	ただいまから、美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催いたします。まず初めに、町長相澤清一からごあいさつを申し上げます。
相澤町長	大変ご苦勞様でございます。本日は、公私ともに大変お忙しい中、お集まりをいただき誠にありがとうございます。美里町特別職の職員の報酬等審議会委員の委嘱に当たり、一言、ごあいさつ申し上げます。 皆様方には、日頃から本町の行政運営につきまして、御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く感謝を申し上げます。 今、コロナも第8波の入口ということで、大変憂慮しているところでございます。本町でも、昨日、今日、クラスターが発生しておりまして、非常に心配しているところでございます。これからも十分感染対策をしながら行政運営を進めて行きたいと考えているところでございます。 さて、本町の給与改定につきましては、これまでも人事院勧告を尊重し実施してまいりました。本年度も、町の一般職の職員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じ改定する予定でございます。 本審議会において御審議いただく、議会議員、町長、副町長及び教育長の職にある特別職の職員の報酬等の改定につきましては、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例に基づき、町内の公共的団体等の代表者などで構成する同審議会から意見を聴くこととなっております。審議会委員の皆様の御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。
佐藤課長	ここで改めまして、今日ご参集の委員の皆様をご紹介します。 (別添、美里町特別職の職員の報酬等審議会委員名簿のとおり読み上げ。) 続きまして、会長の選出を行う必要がございます。会長を選出するまでの間、町長に仮座長を務めていただきまして会議を進行してまいります。なお、本審議会は、美里町情報公開条例第21条の規定により、「実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議は、公開するものとする」とされていることから、公開しておりますが、本日、傍聴の方はございません。それでは、町長お願いします。
相澤町長	それでは暫時の間仮座長を務めさせていただきます。 会長の選出に入らせていただきます。会長の選出は、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、「委員の互選により定める」とあります。どなたを選出するか、委員皆様にお諮りをしたいと思います。どなたか御発言ありませんか。
相澤町長	御発言が無いようですので、こちらから指名させていただいてよろしいですか。
委員	(はいの声)
相澤町長	それでは、事務局から指名をお願いします。
門間補佐	それでは、事務局から指名させていただきます。美里町行政区長会の森会長さんに議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
相澤町長	事務局案で森委員とのことですが、ご異議がなければ、拍手でご承認をお願いします。
委員	(拍手)
相澤町長	ありがとうございます。それでは、森委員が選出されましたので、仮座長はここまです。森委員に会長に就任いただき、この後の議事につきましてよろしくお願いをいた

	します。
佐藤課長	それでは、議事に入る前に、会長に選出されました森委員さんに町長から諮問書をお渡しいたします。
相澤町長	(諮問書を読み上げ、会長に手渡す)
佐藤課長	ここで、町長、公務がございましたので退室させていただきます。
相澤町長	では、よろしくお願いいたします。
佐藤課長	では、これから森会長さんに議事を進めていただきます。まず、議長就任にあたりまして、森会長さんから一言ごあいさつを頂戴いたします。
森会長	改めまして、こんにちは。只今、御指名いただきました森です。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。皆様から忌憚のない御意見をいただきながら、進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。
森会長	議事の1番「職務代理者の指名」ですけれども、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することになっています。指名させていただきます。尾崎委員にお願いしたいと思います。御異議がなければ、拍手で御承認願います。
委員	(拍手)
森会長	議事の2番「議事録署名人及び会議書記の選出」ですが、こちらから指名してよろしいですか。
委員	(はいの声)
森会長	それでは指名いたします。会議書記は事務局でお願いします。議事録署名人については木下委員、菊地委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 議事録作成につきましては、一字一句の表現でなくて構いませんが、全文筆記ということで、各委員の発言を記録するということでよろしいでしょうか。
委員	(はいの声)
森会長	それでは、議事の3番。「諮問事項の審議」に入ります。お手元に資料が配布されておりますので、事務局より説明をお願いいたします。
門間補佐	皆様どうもお疲れ様でございます。事務局を担当しております門間と申します。よろしくお願いいたします。 本日お配りしております資料について、でございます。机に置かせていただいた資料ですが、4種類ございます。資料1として、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要が1枚もの、続いて、資料2として、美里町特別職の給与、報酬等改定状況が1枚もの、資料3といたしまして、期末手当支給率改定による影響額こちらも1枚ものとなります。最後に、左上に衆議院と書いてある資料、こちらは2枚ものの資料で、4種類の資料を事前に配布させていただいております。それに加えまして、先ほど町長から諮問させていただいたものの写しを追加で配布させていただいております。 それでは、今回の改定の内容につきまして説明をさせていただきます。 資料1をご覧くださいと思います。資料1につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要という資料でございます。今回、人事院勧告に基づいて、美里町の職員及び特別職につきましては、勧告に倣う形で改定を予定しているところ、町長からもお話しさせていただいております。こちら、一般職の国家公務員の給与改定に準じるということで、今回の国家公務員の一般職の改定内容につい

てお話しさせていただきます。今回の給与の人事院勧告につきましては、令和4年8月8日付けで人事院勧告が行われております。その人事院勧告の中身のうち、給与に関する部分、ボーナスに関する部分の説明をさせていただきます。国家公務員の一般職の月給についての勧告の内容でございます。人事院勧告につきましては、日本国内の11,800の民間事業所で働いている方々、約45万人の給与の支給状況、ボーナスの支給状況等を調査して、今回の勧告が行われております。まず、月給についてですが、月給は、令和4年4月に支給された給料の月額を公務員と民間事業者を比較して、改定されております。公務員と民間の差が、月額で921円ございました。こちらの差額921円に基づきまして、一般職につきましては、俸給表の改定が行われた状況でございます。改定の内容につきましては、主に30代半ば未満の若い方の俸給について、給料を上げる内容となっております。続きまして、ボーナスの方の差につきましては、昨年の8月から今年の7月までに支給されたボーナスの金額を民間と公務員を比較し判定しております。こちらの差につきましては、民間の平均支給割合4.41か月分、公務員の平均が4.30月分ということで、0.1月分程公務員が少なかったという調査結果となっております。それを踏まえまして、一般職の国家公務員のボーナスにつきましては、0.1か月分の増額の勧告となっております。こちら、一般職の給与改定をベースといたしまして、特別職の職員の法律改正が行われるという状況でございます。

資料1に戻っていただいて、どれぐらいになるのかというお話ですが、資料1の2をご覧ください。特別給の改定につきましては、令和4年12月期から改定ということで、今回支給される賞与で改定するという内容でございます。改定金額につきましては、現行で、年間3.25月分支給となっておりますが、今回、0.05月分引き上げを行いまして、年間3.30月分に改定するという内容となります。

本町の特別職につきましても、国の特別職に倣う形で年間0.05月分加算しまして、年間3.30月分に改定をしたいというところでございます。施行日につきましては、令和4年度の支給率の調整ということで、これから改正議案を提出し、議決いただいた日としたいというところでございます。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。資料2につきましては、2項目掲載させていただきます。まず、上段の期末手当の支給率推移について、でございます。町村合併をした平成18年度以降の賞与の支給月数を掲載させていただいております。今回の改定について、令和4年度の行を見ていただきたいと思います。今回の改定につきましては、0.05月増やしまして、年間3.30月分となるような改定となります。今年度6月期の賞与につきましては、100分の162.5月分を支給しておりますことから、年間100分の330月分の差分を12月期に支給する内容でございます。令和4年度12月期には、100分の167.5月分を支給し、年間で100分の330月となる計算となります。令和5年度以降につきましては、年間100分の330月を6月と12月に二分させていただき、6月期12月期それぞれ100分の165月とする改定をさせていただく予定でございます。続きまして、下の表、月額給料・報酬の推移でございます。こちらは、町長、副町長、教育長につきましては、月額の改定を行いませんので上段に表示している金額となります。ただ、令和4年2月に町長の改選がございましたが、改選前まで、月額10%の削減をしてまいりましたが、今期からは削減は行っておりません。一方、議長、副議長、議員の報酬につきましては、令和4年10月期から改定をさせていただいております。改定金額につきましては、一番下に記載しておりますとおり、議長さんで333,000円、副議長さんで

	273, 000円、議員さんで258, 000円の支給となっております。 続いて、資料3になります。こちらは、今回の改定に伴いまして、どれぐらいの差額が出るか試算した表となります。まず上の表、町長、副町長、教育長について、でございます。こちらにつきまして、期末手当を0.05月分増やしますと、年間で町長が2, 847, 900円、副町長で2, 112, 000円、教育長で1, 735, 800円となり、期末手当の総額は6, 695, 700円支給することとなります。改定前の水準と比較しますと、総額で101, 450円支給が増える計算となります。次に議会議員の期末手当の改定でございます。議長さんから議員さんの総額で13, 058, 595円の支給となります。こちらの差額につきましても総額で197, 858円支給が増えることとなります。 最後に、2枚綴の資料につきましては、国家公務員に関する法案の状況に関する資料でございます。特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、現在開会されている第210回の国会に提出されております。可決状況につきましては、令和4年11月11日に参議院で可決され、法案は成立した状況でございます。以上、今回の改定に伴う資料の説明とさせていただきます。
森会長	ただいま、事務局から説明がありました。このことについて委員皆様から、御意見がありましたら、お願いいたします。
黒沼委員	特別職の内容につきましては、国家公務員に準ずると、説明で何となく理解しました。蛇足になりますが、一般職については、ここで論ずることではないのでしょうか、先ほど町長さんの話しにもありましたが、今後、町としては人事院勧告を100%踏襲して動いていくと今は考えているということですか。方向づけとして伺いたい。今後、議会とかあるでしょうけれども。
佐藤課長	基本的には、その制度に倣っていく。町には人事院がございませんので、よりどころとすれば、国の人事院勧告に倣っていくということになります。
森会長	他にございませんか。
尾崎委員	資料2の月額給料・報酬の推移というところで、今まで減額してきたが、今年の2月からはなしということですね。
門間補佐	はい。なしです。
尾崎委員	そうすると、今までの減額については、全てリセットされたということですね。
門間補佐	はい。
尾崎委員	資料3のところですが、議会議員の一番下ですが、何人分ですか。
門間補佐	総員で13人です。
尾崎委員	差額として出ている表197, 858円、総額としてですよ。内訳の計算はどうなっているのですか。
門間補佐	議長18, 975円、副議長15, 698円、議員14, 835円×11人の計となります。
森会長	他にございませんでしょうか。
尾崎委員	昨年、議員さんの報酬を上げましたよね。上がったベースをもって、この特別職の改定を行うわけですけども、上がった上に今回上がることについて、議員の皆さんから何かお話しはありませんか。
佐藤課長	今回皆さんに御審議いただきましたら、11月29日に議会がございまして、こちらに条例改正案を提出させていただきます。そこで議決をいただければ12月適用となりますが、その際、議員さんからどういったお話がでるか承知はしておりません。

森会長	他にはございませんか。
委員	(ありませんの声)
森会長	なければ審議会の意見をまとめることといたします。これら審議の内容から、特別職の職員の期末手当について、諮問どおり引き上げるとした答申でよろしいでしょうか。
委員	(はいの声)
門間補佐	それでは答申書作成の間、休憩をお願いします。
	(休憩)
森会長	再開します。答申につきまして、 期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、年間3.3月分とする。 公布の日から施行する。 よろしいでしょうか。
委員	(はいの声)
森会長	以上で議長の任務を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。
佐藤課長	皆さん、本日は色々御議論いただきまして誠にありがとうございました。早速、町長のほうに答申書を提出させていただきます。 これを持ちまして、美里町特別職の職員の報酬等審議会の一切を終了いたします。ありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年 /2月 8日

委 員 木 下 捷 一

委 員 菊 地 千 恵 子